

第4回島根県国民健康保険運営協議会 委員からの質問

項 目	質 問	回 答
激変緩和措置	<p>激変緩和措置における財源は、県の繰入金を活用するとのことだが、H35年度までにどういった方法で段階的に解消していくことになるのか。</p>	<p>激変緩和措置はH28年度を起点とし、当該年度1人あたり保険料額が「H28年度1人あたり保険料額×(自然増分(率)+制度改正影響分(1%))」を超えて増加する部分を措置することとしています。          ※制度改正影響分の1%は単年度の率          仮に自然増分が発生しない場合、H30年度はH30年度1人あたり保険料額が「H28年度1人あたり保険料額×101%」を超えた場合、超えた部分を激変緩和措置の対象とします。翌年度H31年度はH31年度1人あたり保険料額が「H28年度1人あたり保険料額×101%×101%」を超えた場合、超えた部分を激変緩和措置の対象となります。          上記の方法を行うことで、激変緩和措置の対象となる額が年々減少することとなり、結果として県繰入金の活用も段階的に解消することとなります。</p>
データヘルス計画	<p>データヘルス計画は全市町村で策定されているか。          また、市町村間での情報交換は実施(計画)されているか。</p>	<p>今年度で全市町村策定となる予定です。          現在、国保連合会主催のデータヘルス推進研修会で情報交換の場を設けていただいているほか、保健事業支援・評価委員会では支援市町村の状況を他市町村も聴講できるよう工夫がなされています。</p>